

第五十一回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和四十年十二月二十日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長	吉田 重延君	理事	金子 一平君
理事	天野 公義君	理事	西岡 武夫君
理事	原田 憲君	理事	藤枝 泉介君
理事	山中 貞則君	理事	毛利 松平君
理事	堀 昌雄君	理事	渡辺美智雄君
理事	岩動 道行君	理事	只松 祐治君
理事	奥野 誠亮君	理事	平岡忠次郎君
理事	木村 剛輔君	理事	横山 利秋君
理事	小山 省二君	理事	竹本 孫一君
理事	砂田 重民君	理事	
理事	谷川 和穂君	理事	
理事	西岡 武夫君	理事	
理事	藤枝 泉介君	理事	
理事	毛利 松平君	理事	
理事	渡辺美智雄君	理事	
理事	只松 祐治君	理事	
理事	平岡忠次郎君	理事	
理事	横山 利秋君	理事	
理事	竹本 孫一君	理事	

昭和四十年十二月二十一日(火曜日)
午前十時三十八分開議
出席委員

委員長	吉田 重延君	理事	金子 一平君
理事	天野 公義君	理事	西岡 武夫君
理事	原田 憲君	理事	藤枝 泉介君
理事	山中 貞則君	理事	毛利 松平君
理事	堀 昌雄君	理事	渡辺美智雄君
理事	岩動 道行君	理事	只松 祐治君
理事	奥野 誠亮君	理事	平岡忠次郎君
理事	木村 剛輔君	理事	横山 利秋君
理事	小山 省二君	理事	竹本 孫一君
理事	砂田 重民君	理事	
理事	谷川 和穂君	理事	
理事	西岡 武夫君	理事	
理事	藤枝 泉介君	理事	
理事	毛利 松平君	理事	
理事	渡辺美智雄君	理事	
理事	只松 祐治君	理事	
理事	平岡忠次郎君	理事	
理事	横山 利秋君	理事	
理事	竹本 孫一君	理事	

第一類第五号 大蔵委員会議録第一号 昭和四十年十二月二十一日

出席政府委員	大蔵大臣 福田 赳夫君
出席國務大臣	大蔵大臣 福田 赳夫君
出席政府委員	大蔵政務次官 藤井 勝志君
大蔵事務官	谷村 裕君
(主計局長)	
大蔵事務官	塩崎 潤君
(主税局長)	
大蔵事務官	中尾 博之君
(理財局長)	
国税庁長官	泉 美之松君
委員外の出席者	専門員 坂井 光三君

十二月二十一日
委員益谷秀次君及び竹本孫一君辭任につき、その補欠として村山達雄君及び西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員西村榮一君辭任につき、その補欠として竹本孫一君が議長の指名で委員に選任された。

十二月二十日
昭和四十年度における財政処理の特別措置に關

する法律案(内閣提出第七号)
同月二十一日
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第八号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
國政調査承認要求に關する件
昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案(内閣提出第七号)
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第八号)

○古田委員長 これより會議を開きます。

國政調査承認要求に關する件についておはかりいたします。

國の會計に關する事項、税制に關する事項、關税に關する事項、金融に關する事項、証券取引に關する事項、外國為替に關する事項、國有財産に關する事項、専売事業に關する事項、印刷事業に關する事項及び造幣事業に關する事項の各事項につきまして、今會期中國政に關する調査を行なうため、議長に対し、國政調査承認要求を行なうこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○古田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○古田委員長 この際、塩崎主税局長及び泉国税庁長官よりそれぞれ発言を求められておりますので、これを許します。塩崎主税局長。

○塩崎政府委員 このたび、泉前主税局長の後任といたしまして、主税局長の任務を拝命いたしました塩崎でございます。

何ぶん浅学非才、未熟の者でございますから、何とぞ御指導、御鞭撻をお願いいたす次第でございます。(拍手)

○古田委員長 泉国税庁長官。

○泉政府委員 このたび、主税局長のほうから国税庁のほうへ参ることになりました。

主税局長在任中は、私の不敏のためにたいへん御迷惑をおかけすることが多々ございましたにもかかわりませず、皆さまからたいへん御鞭撻、御指導をいただきました。まことにありがとうございます。この際、厚く御礼申し上げます。

国税庁に参りますと、庁舎の問題、宿舍の問題あるいは職員の問題、その上に税の執行の問題につきましてもいろいろ問題が多々ございまして、また何かと御指導、御鞭撻いただくことが多かりと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○古田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十時四十一分休憩

午後二時三十九分開議

○古田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案及び本日付託になりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案の両案を一括して議題といたします。

昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案

昭和四十年度における財政処理の特別措置
に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における経済情勢にか
えりみ、昭和四十年度における租税収入の異常
な減少等に対処するため、必要な財政処理の特
別措置を定めるものとする。

(公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三
十四号)第四条第一項の規定にかかわらず、昭
和四十年度の一般会計補正予算(第三号)におい
て見込まれる租税及び印紙収入の減少を補うた
め、同予算をもつて国会の議決を経た金額の範
囲内で、公債を発行することができる。

2 政府は、前項の議決を経ようとするときは、
同項の公債の償還の計画に国会に提出しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による公債の発行は、同項の議
決を経た金額のうち昭和四十年度の一般会計の
歳出予算の翌年度繰越額の財源として必要な金
額の範囲内で、昭和四十一年度において行なう
ことができる。

(交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ
の特例)

第三条 昭和四十年度分の交付税及び譲与税配付
金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号。以
下「法」という。)第四条の規定による一般会計か
らの繰入金金の額の算定については、同年度の所
得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度
の一般会計の当初予算に計上されたところによ
る。

2 昭和四十一年度以降の各年度分の法第四条の
規定による一般会計からの繰入金金の額の算定に
ついては、昭和四十年度分の地方交付税に相当
する金額は、同年度の一般会計の当初予算に計
上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額
のそれぞれ百分の二十九・五に相当する金額の
合算額とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金)

第四条 交付税及び譲与税配付金特別会計にお
いては、昭和四十年度において、地方交付税交付
金を支弁するため必要があるときは、法附則第
十五項の規定によるほか、三百億円を限り、こ
の会計の負担において、借入金をすることがで
きる。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計において
は、昭和四十一年度から昭和四十六年度までの
各年度において、地方交付税交付金を支弁する
ため必要があるときは、法附則第十五項の規定
によるほか、前項に規定する金額から、次の表
の上欄に掲げる当該年度までの各年度に充てる
下欄に掲げる金額を順次控除して得た額を限
り、予算で定めるところにより、この会計の負
担において、借入金をすることができる。

年 度	金 額
昭和四十一年度	十億円
昭和四十二年度	三十億円
昭和四十三年度	三十億円
昭和四十四年度	三十億円
昭和四十五年度	六十億円
昭和四十六年度	七十億円

3 法附則第十六項から第十八項まで及び第二十
項の規定は、前二項の規定による借入金並びに
その償還金及び利子について準用する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計の支出する
地方交付税交付金の額の特例)

第五条 昭和四十年年度から昭和四十七年度までの
各年度においては、法第三条に規定する地方交
付税交付金のうち地方交付税法(昭和二十五年
法律第二百一十一号)第六条の規定に係るもの
は、昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関
する法律(昭和四十年法律第 号)第一条第一
項及び第二条第一項の規定により当該年度分の
地方交付税の総額の交付金とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十
四号)の「一部を次のように改正する。」
第一条中「起債」を「発行価格、利率、償還期
限、その他起債に關シ必要ナル事項並ニ」に、「関
スル取扱手續」を「關シ必要ナル事項」に、「定メ
日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム」を「定
ム」に改め、同条に次の二項を加える。
前項ノ国債ニ關スル事務ハ大蔵大臣ノ定ムル
所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム
第一項ノ規定ハ借入金及一時借入金ノ借入、
元金償還及利子支払ニ付テ準用ス

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を
次のように改正する。
附則第十三項中「は、昭和三十九年度から昭
和四十四年度までの各年度において」を「のう
ち地方交付税法第六条の規定に係るものは、昭和
三十九年度においては」に改め、「及び第二条」
を削る。

理 由

最近における経済情勢にかえりみ、昭和四十年
度における租税収入の異常な減少等に対処するた
め、一般会計において公債を発行することができ
ることとするとともに、同年度の一般会計からの
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金金の
額を当初予算計上額にすることとし、あわせて同年
度の地方交付税交付金の増額に關する措置に伴い
同特別会計において借入金をできるところとする等
の必要がある。これが、この法律案を提出する理
由である。

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定
法律
農業共済再保険特別会計の繰入金不足をうめる
ための一般会計からの繰入金に關する法律案
農業共済再保険特別会計の繰入金不足をう
めるための一般会計からの繰入金に關する
法律

の歳入不足をうめるため、昭和四十年度にお
いて、一般会計から、十六億三千百万円を限り、
この会計の農業勘定に繰り入れることができ
る。

2 政府は、前項の規定による繰入金について
は、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定
において決算上の剰余を生じた場合において、
農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第
十一号)第六条第二項の規定により同会計の再
保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控
除して、なお残余があるときは、当該繰入金に
相当する金額に達するまでの金額を一般会計に
繰り入れなければならない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和四十年度において低温、台風等により水陸
稲の被害が異常に発生したこと等により農業共済
再保険特別会計の農業勘定に生ずる支払財源の不
足をうめるための資金を、昭和四十年度において、
一般会計から繰り入れる必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

○吉田委員長 政府より提案理由の説明を聴取
いたします。福田大蔵大臣。

○福田(逓)國務大臣 ただいま議題となりました
昭和四十年度における財政処理の特別措置に關す
る法律案外一法律案につきまして、その提案の理
由を御説明申し上げます。

初めに、昭和四十年度における財政処理の特別
措置に關する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における経済情勢にかえり
み、昭和四十年度における租税及び印紙収入の異
常な減少等に対処するため、必要な財政処理の特
別措置をきめようとするものであります。
以下、この法律案の内容について御説明申し上げ
ます。

第一は、公債の発行であります。昭和四十年年度におきましては、経済活動の停滞に伴い、租税及び印紙収入は、当初見込み三兆二千八百七十七億円に対し三兆二百八十七億円と、二千五百九十億円の大幅な減少を来す見通しであります。かかる異常な事態に対処し、この減少を補うため、昭和四十年年度限りの臨時特例として、政府は、財政法第四条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができるとするものであります。

次に、右の国会の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならぬこととしたしております。

また、この公債の発行は、昭和四十年年度一般会計歳出予算の翌年度繰り越し額の範囲内で、昭和四十一年度においても行なうことができることとしておるのであります。

第二は、交付税及び譲与税配付金特別会計につきまして、一般会計からの繰り入れ額の特例措置及び借り入れの措置を講ずることとあります。

今国会におきましては、別途昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を提案いたしておりますが、これによりまして、さきに申し述べました租税及び印紙収入の減少見込み二千五百九十億円のうち、所得税、法人税及び酒税の三税の収入見込み額の減少は千七百三十四億円となり、これに伴って昭和四十年年度に地方団体に交付すべき地方交付税の総額は、右の金額の二九・五％に相当する五百十二億円だけ減額することとなるのであります。昭和四十年年度については、地方団体の財政事情の現況にかんがみ特にその減額を行なわずこれを当初予算計上額どおりとすることとしたしております。また、後年度において、昭和四十年年度分のこの地方交付税については、国税三税の収入決算額の増減による精算を行なわないこととしておるのであります。

この措置に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法により一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる金額に

ついても、右の趣旨に従い、その額の算定についての特例を設けようとするものであります。

次に、今般、地方公務員の給与改定に要する経費の財源に資するため、昭和四十年年度限りの特例措置として、地方団体に交付すべき地方交付税の総額を三百億円増額することとし、このことを、さきに申し上げた昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案において提案いたしておりますが、この措置に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和四十年年度において、三百億円を限り、借入金をすることができるとし、右の金額については、昭和四十一年度以降七カ年度にわたり返済が行なわれるよう措置いたしますとともに、利子の支払いに充てるため、必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることとしたしております。

なお、これらの措置に伴い国債に関する法律第一条を改める等所要の規定の整備をはかることとしたしております。

次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

昭和四十年年度におきましては、低温、台風等により水陸稲の被害が異常に発生し、これに伴い農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加したこと等のため、同勘定の支払い財源に約十六億三千百万円の不足が生ずる見込みでありますので、一般会計からこの金額を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この繰り入れ金につきましては、将来この会計の農業勘定におきまして、決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしたしております。

以上が昭和四十年度における財政処理の特別措

置に関する法律案外一法律案の提案の理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○吉田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○吉田委員長 速記を始めて。

本会議散会後理事会を開くこととし、この際、暫時休憩いたします。

午後三時二十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十年十二月二十五日印刷

昭和四十年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局